



# 北方領土問題に関する 日本政府の立場と基本方針

第二次世界大戦後七十年以上を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であり、北方領土問題を解決して平和条約を締結する必要があります。

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方領土は、日本国民が父祖伝来の地として受け継いできたもので、いまだかつて一度も外国の領土となったことがない日本固有の領土です。

現在も北方四島ではロシアによる不法占拠が続いています。この領土問題が存在するため、戦後七十年以上経った今なお、日本とロシアの間では平和条約が締結されないままとなっているのです。

日本政府としては、北方四島の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を締結する方針です。

## 1945年8月 ソ連軍の侵攻と占領

1945年8月9日、ソビエト連邦（現在のロシア）は、当時まだ有効だった日ソ中立条約を無視して対日参戦しました。その後、日本がポツダム宣言を受諾して降伏の意思を明確に表明した後の同年8月28日から9月5日までの間に北方四島（択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島）の全てを占領しました。当時、北方四島では、約1万7千の日本人が暮らしていましたが、1948年までには全員が強制退去させられました。

1951年9月、サンフランシスコ平和条約の署名が行われた国際会議において、ソ連は反対演説を行った上で、署名を拒否しました。

現在も、北方四島ではロシアによる不法占拠が続いています。この領土問題が存在するため、日露間では、いまだ平和条約が締結されていません。

日本政府は、北方領土問題を解決し、平和条約を締結するために、ロシア政府との交渉を続けています。

## 北方領土

北海道根室半島の北東に近接し、オホーツク海に浮かぶ択捉島（えとろふとう）、国後島（くなしりとう）、色丹島（しこたんとう）及び歯舞群島（はぼまいぐんとう）のこと。北海道本島に一番近い歯舞群島の貝殻島は、根室市の納沙布岬から3.7kmの距離に位置し、最も北東の択捉島でも、納沙布岬から144.5kmしか離れていません。択捉島は日本最大の離島、国後島は2番目に大きな離島です。歯舞群島が根室市の一部であるほか、同市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町に隣接しています。

## 目次

CONTENTS

### 1 領土確定の経緯 | 3-4頁

- 1644年～ 江戸時代に北方四島の存在を知り、徐々に統治を確立
- 1855年 「日魯通好条約」が結ばれ、択捉島とウルップ島との間に、平和裡に国境が確定
- 1875年 「樺太千島交換条約」が結ばれ、シムシユ島からウルップ島までの千島列島が日本領に
- 1905年 「ポーツマス条約」が結ばれ、樺太の北緯50度以南が日本に割譲される

### 2 北方四島の暮らし | 5-6頁

### 3 領土問題の発生 | 7-8頁

- 1941年8月 大西洋憲章  
連合国は、領土の拡張を求めない方針を明らかに
- 1943年11月 カイロ宣言  
連合国の共通原則が確認され、領土の拡張は求めない原則が示される
- 1945年2月 米英とソ連首脳がヤルタ協定に署名  
千島列島がソ連に引き渡されることと、樺太の南部がソ連に返還されることが含まれる
- 1945年～ ソ連が対日参戦し、日本が降伏の意思を明確にした後も侵攻し、北方四島を占領
- 1951年9月 日本はサンフランシスコ平和条約に署名  
千島列島（北方四島は含まれず）と樺太南部を放棄

### 4 戦後から現在までの動き | 9-12頁

- 1956年10月 日ソ共同宣言  
平和条約の締結交渉の継続及び平和条約締結後にソ連が歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことに同意
- 1991年4月 ゴルバチョフ大統領訪日  
歯舞、色丹、国後、択捉の四島が領土問題の対象であることを文書において確認
- 1993年10月 エリツイン大統領訪日  
「日露関係に関する東京宣言」に署名、平和条約の早期締結に向け交渉継続を確認
- 1998年4月 川奈首脳会談  
橋本総理から領土問題解決のための提案が行われる
- 1998年11月 モスクワ首脳会談  
「創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」に署名
- 2001年3月 イルクーツク首脳会談  
北方四島の帰属問題を解決することにより平和条約を締結すべきことを再確認
- 2003年1月 小泉総理訪露  
「日露行動計画」を採択、諸問題の交渉を加速するとともに、四島交流事業の発展を確認

- 2013年4月 安倍総理訪露  
戦後67年を経て日露平和条約が締結されていない状態は異常であるとの認識で一致
- 2016年12月 プーチン大統領の訪日  
北方四島における共同経済活動に関する交渉を進めることで合意
- 2018年11月 シンガポールでの首脳会談  
1956年日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させることに合意
- 2019年6月 プーチン大統領の訪日  
シンガポールにおいて共に表明した決意の下で精神的に平和条約交渉が行われていることを歓迎、引き続き交渉を進めていくことで一致
- 2022年3月 ロシア、平和条約交渉の不継続などを発表  
ロシア政府は、ロシアによるウクライナ侵略に関連して日本が行った措置を踏まえ、平和条約交渉を継続しない等の措置を発表

### 5 日露交流・協力 | 13頁

### 6 北方領土関連施設 | 13-14頁



# I 領土確定の経緯

江戸時代、松前藩は17世紀初頭から北方四島を自藩の領域として認識し、徐々に統治を確立していきました。そして、1855年に択捉島とウルップ島との間に日露の国境が法的に画定され、それ以降、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島から成る北方四島は一度も他国の領土になったことはありません。ここでは、日露間の領土確定の経緯を確認します。

1644年～

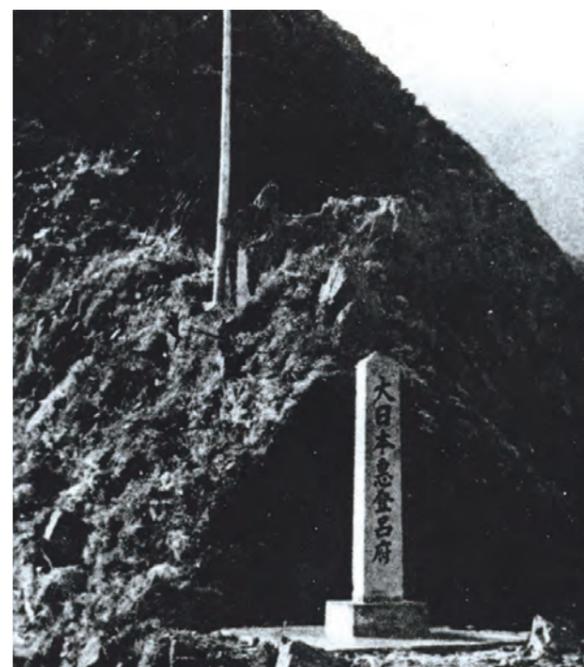
## 江戸時代に北方四島の存在を知り、徐々に統治を確立

日本は江戸時代には北方四島の存在を知り、当時日本を統治していた江戸幕府は1644年には、「クナシリ(国後)」「エトホロ(択捉)」島などの地名が明記された日本地図「正保御国絵図」を編纂しました。我が国の松前藩は17世紀初頭から北方四島を自藩領と認識し、徐々に統治を確立していきました。

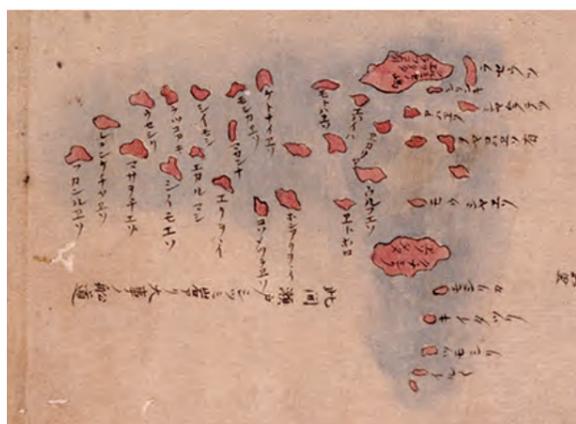
幕府が択捉島及びそれより南の島々に番所を置いて外国人の侵入を防ぎ、これらの島々を統治していたことから、ウルップ島より南にロシアの勢力が及んだことはありません。1798年には江戸幕府が「大日本恵登呂府」と記された標柱を択捉島に建て、日本の領土であることを示しています。



正保御国絵図 所蔵:国立歴史民俗博物館



択捉島「大日本恵登呂府」の碑 所蔵:千島歯舞諸島居住者連盟



正保御国絵図(部分拡大) 所蔵:国立歴史民俗博物館

1855年

## 「日魯通好条約」が結ばれ、択捉島とウルップ島との間に、平和裡に国境が確定

日魯通好条約において、日本とロシアは、当時自然に成立していた択捉島とウルップ島との間の国境をそのまま確認しました。日本とロシアは、このように平和的・友好的な形で合意を達成したのです。



日魯通好条約に基づく国境線

1875年

## 「樺太千島交換条約」が結ばれ、シュムシュ島からウルップ島までの千島列島が日本領に

樺太千島交換条約により、樺太(サハリン)全島における日本の権利を引き替えに、日本は千島列島にかかる権利をロシアから譲り受けました。この条約には千島列島として、最北のシュムシュ島から、もっとも南に位置するウルップ島までの18島が列挙されました。そこに北方四島(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)の島名はありません。こうした事実は、千島列島とは明確に区別された北方四島が、一度も日本以外の領土になったことがない日本固有の領土であることを示しています。



樺太千島交換条約に基づく国境線

1905年

## 「ポーツマス条約」が結ばれ、樺太の北緯50度以南が日本に割譲される

日露戦争後に締結されたポーツマス条約では、樺太(サハリン)の北緯50度以南を、日本がロシアから割譲されました。



ポーツマス条約に基づく国境線

1603年 慶長8年 江戸幕府開府  
1633年 寛永10年 鎖国令

1855年2月7日 安政元年 日魯通好条約調印  
1868年 慶応3年 王政復古の大号令(江戸幕府の終わり)

1875年5月7日 明治8年 樺太千島交換条約署名

1917年 大正6年 ロシア革命(ソ連邦の成立)

## 2 北方四島の暮らし

第二次世界大戦前の北方四島には、約17,000人の日本人が居住しており、色丹島は1村(色丹村)、国後島に2村(泊村、留夜別村)、択捉島では3村(留別村、紗那村、薬取村)が置かれ、それぞれに役場が置かれており、歯舞群島は歯舞村(現在の根室市)に属していました。各島には、駅通(えきてい)、郵便局、警察署、小学校等が設けられていました。北方海域は水産資源が豊富なため、水産業が盛んで、国後島や択捉島では林業や鉱業なども行われていました。

### 歯舞群島



志発島の缶詰工場

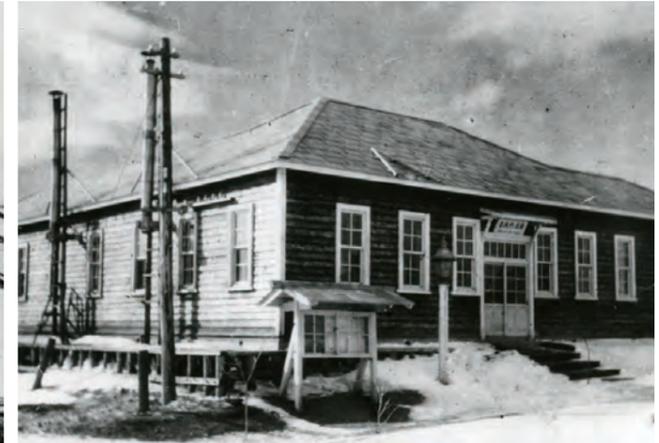


多楽島多楽小学校の大運動会

### 国後島



国後島泊村市街



国後島泊村泊郵便局

### 色丹島



色丹島シロナガスクジラ解剖



色丹島斜古丹海苔すき作業

### 択捉島



択捉島留別橋から留別市街



択捉島留別港で鱈の大漁作業

写真所蔵: 千島歯舞諸島居住者連盟

# 3 領土問題の発生

1945年8月9日、ソ連は、当時まだ有効だった日ソ中立条約に違反して対日参戦し、日本がポツダム宣言を受諾して降伏の意思を明確にした後も攻撃を続け北方四島を占領しました。終戦時の北方四島には3,124世帯、17,291人の日本人が暮らしていましたが、島民の約半数は故郷からの脱出を余儀なくされ、1948年までには全員が強制退去させられました。

1941年8月

## 大西洋憲章

連合国は、領土の拡張を求めない方針を明らかに

米英両国首脳は、連合国の共通原則として大西洋憲章に署名し、領土の拡張を求めない方針等を明らかにしました。1941年9月24日には、ソ連も大西洋憲章へ参加しました。

1943年11月

## カイロ宣言

連合国の共通原則が確認され、領土の拡張は求めない原則が示される

カイロ宣言で、連合国側は、大西洋憲章の方針を確認し、領土不拡大の原則を示すとともに、暴力及び貪欲により日本国が略取した地域等から日本は駆逐されなければならないと表明しました。

北方四島が日本国が略取したものであることは歴史的経緯に鑑みても明白です。



カイロ会談(写真:読売新聞社)

1945年2月

## 米英とソ連首脳がヤルタ協定に署名

千島列島がソ連に引き渡されることと、樺太の南部がソ連に返還されることが含まれる

米英とソ連の首脳は、千島列島がソ連に引き渡されることと樺太(サハリン)の南部がソ連に返還されることを含むヤルタ協定に署名しました。

しかしながら、ヤルタ協定は当時の連合国首脳間で戦後の処理方針を述べたものであり、関係連合国の間で領土の最終的処理につき決定したものではありません。また日本は、同協定には参加しておらず、いかなる意味においてもこれに拘束されることはありません。



ヤルタ会談(写真:共同通信社)

## 日ソ中立条約(1941年4月)

日ソ両国は領土保全と相互不可侵を相互に尊重し合う義務を負っていました。同条約は、5年間効力を有する旨及びいずれの一方も有効期間終了の1年前に破棄を通告しない場合には自動的に5年間延長されたものと認められる旨規定していました。

ソ連は1945年4月に同条約の破棄を通告しましたが、同条約は1946年4月までは有効でした。

## ポツダム宣言

1945年7月に出されたポツダム宣言は、カイロ宣言の条項は履行されなければならない旨と、日本の主権が本州、北海道、九州及び四国並びに連合国の決定する諸小島に限定される旨規定していますが、いずれにせよ、同宣言は、領土の最終的決定をしたものではありません。

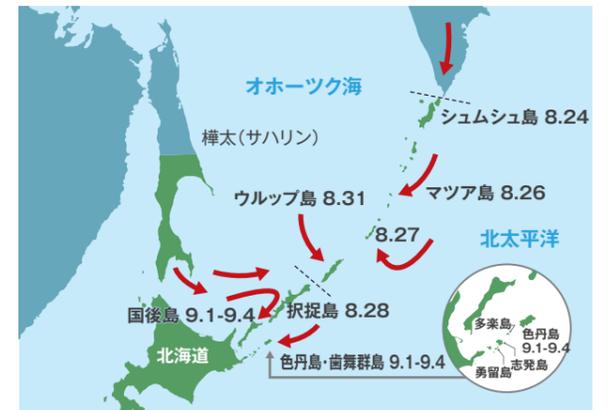
ソ連は1945年8月8日にポツダム宣言に参加しました。日本は同年8月14日、ポツダム宣言を受諾しました。

1945年~

## ソ連が対日参戦し、日本が降伏の意思を明確にした後も侵攻し、北方四島を占領

1945年8月9日、ソ連は、当時まだ有効であった日ソ中立条約に違反して対日参戦しました。

ソ連は、日本が同年8月14日にポツダム宣言を受諾して降伏の意思を明確にした後も攻撃を続け、8月28日から9月5日までの間に北方四島を占領しました(なお、これら四島の占領の際、日本軍は抵抗せず、占領は完全に無血に行われました)。



ソ連軍侵攻図

1951年9月

## 日本はサンフランシスコ平和条約に署名 千島列島(北方四島は含まれず)と樺太南部を放棄

日本はサンフランシスコ平和条約に基づき、千島列島とポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太(サハリン)の南部に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄しました。しかし、千島列島とは日魯通好条約や樺太千島交換条約から明らかなように、ウрупプ島以北の島々を指すものであり、北方四島は含まれません。米務省は1956年9月7日付けの覚書において、「米国は、歴史上の事実を注意深く検討した結果、択捉、国後両島は(北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに)常に固有の日本領土の一部となしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものであるとの結論に到達した。」との見解を明らかにしています。また、サンフランシスコ平和条約の当事国でないソ連は、同条約を解釈する立場にはありません。



サンフランシスコ平和条約に基づく国境線

1939年 昭和14年 第二次世界大戦開戦  
1941年4月13日 昭和16年 日ソ中立条約  
12月7日 太平洋戦争開戦

1945年8月 昭和20年 ポツダム宣言受諾  
9月2日 降伏文書調印 GHQ設置  
1951年9月8日 昭和26年 サンフランシスコ平和条約署名  
1952年4月28日 昭和27年 サンフランシスコ平和条約発効

# 4 戦後から現在までの動き

北方領土問題は戦後約80年を経過した今も未解決のままとなっており、日本政府として、領土問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、これまで粘り強く交渉を進めてきました。

しかし、2022年3月、ロシア政府は、ロシアによるウクライナ侵略に関連して日本が行った措置を踏まえ、平和条約交渉を継続しない、自由訪問及び四島交流を中止する、などの措置を発表しました。現下の事態は全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しているものであり、それにもかかわらず日本側に責任を転嫁しようとするロシア側の対応は極めて不当であり、断じて受け入れられず、政府として、ロシア側に強く抗議してきています。

ロシアによるウクライナ侵略によって日露関係は厳しい状況にありますが、政府としては、領土問題を解決し、平和条約を締結するとの方針を堅持しています。

## 1956年10月

### 日ソ共同宣言

平和条約の締結交渉の継続及び平和条約締結後にソ連が歯舞群島及び色丹島を日本に引き渡すことに同意

第二次世界大戦後、日本はソ連との間で平和条約の締結に関する交渉を行いました。我が国固有の領土である北方四島のうち、択捉島及び国後島の帰属の問題について合意に至らなかったため、日ソ共同宣言を締結することにより、日ソ間の国交を回復することとなりました。

日ソ共同宣言第9項においては、両国が「平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。」と明記されています。ソ連は歯舞群島、色丹島の引渡しに同意しました。ただし、平和条約の締結後に現実に引き渡されることとされました。



日ソ共同宣言に署名する鳩山総理とブルガーニン首相(写真:共同通信社)

### 日ソ共同宣言(抜粋)

1956年10月13日から19日までモスクワで、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で交渉が行われた。  
(略)

相互理解と協力のふん囲気の中に行われた交渉を通じて、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との相互関係について隔意のない広範な意見の交換が行われた。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間の外交関係の回復が極東における平和及び安全の利益に合致する両国間の理解と協力との発展に役立つものであることについて完全に意見が一致した。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で行われたこの交渉の結果、次の合意が成立した。

- 1 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好隣関係が回復される。
- 9 日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。  
ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

## 1991年4月

### ゴルバチョフ大統領訪日

歯舞、色丹、国後、択捉の四島が領土問題の対象であることを文書において確認

ソ連の指導者として初めて、ゴルバチョフ大統領が訪日しました。海部俊樹内閣総理大臣との間で合計6回にわたる徹底した議論が行われた結果、日ソ共同声明が署名されました。

この声明において「歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む」両国間の平和条約の話合いが行われたこと、及び「平和条約が、領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと」が確認され、歯舞、色丹、国後、択捉の四島が平和条約で解決されるべき領土問題の対象であることが初めて文書の形で確認されました。



共同声明に署名した海部総理とゴルバチョフ大統領(写真:内閣官房内閣広報室)

## 1993年10月

### エリツイン大統領訪日

「日露関係に関する東京宣言」に署名、平和条約の早期締結に向け交渉継続を確認

細川護熙内閣総理大臣とエリツイン大統領の首脳会談の結果署名された「日露関係に関する東京宣言」では、両首脳が、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行ったこと、また、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意することが宣言されました。



エリツイン大統領と共に「東京宣言」に署名する細川総理(写真:内閣官房内閣広報室)

## 1998年4月

### 川奈首脳会談

橋本総理から領土問題解決のための提案が行われる

静岡県川奈で、訪日したエリツイン大統領と橋本龍太郎内閣総理大臣の首脳会談が行われました。この首脳会談では、前年にロシアで行われたクラスノヤルスク会談以後着実に進展してきた日露関係がすべての分野にわたり一層拡充されました。特に平和条約については、同条約が「東京宣言第二項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、二十一世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むものとなるべきこと」で一致しました。さらに、橋本総理から、領土問題解決のための提案(川奈提案)が行われました。



エリツイン大統領と会談する橋本総理(写真:内閣官房内閣広報室)

## 1998年11月

### モスクワ首脳会談

「創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」に署名

小淵恵三内閣総理大臣が、我が国の総理大臣としては25年ぶりにロシアを公式訪問しました。「創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言」が両国首脳によって署名され、東京宣言並びにクラスノヤルスク及び川奈における首脳会談に際して達成された合意に基づいて、平和条約の締結に関する交渉を加速するよう両政府に対して指示しました。平和条約問題については「川奈提案」に対するロシア側の回答が提示され、日本側はこれを持ち帰って検討することになりました。



モスクワにおいてエリツイン大統領と会談する小淵総理(写真:内閣官房内閣広報室)

## 2001年3月

### イルクーツク首脳会談

北方四島の帰属問題を解決することにより平和条約を締結すべきことを再確認

森喜朗内閣総理大臣が訪露し、プーチン大統領と会談を行いました。両首脳は「イルクーツク声明」に署名し、日露両国が1997年の「クラスノヤルスク合意」にもつぎ平和条約の締結に向けて全力で取り組んできた結果を総括し、今後の平和条約交渉の新たな基礎を形成することができました。この声明では、1956年の「日ソ共同宣言」が平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認し、その上で、93年の東京宣言に基づき、四島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を締結すべきことを再確認しました。



「イルクーツク声明」に署名した森総理とプーチン大統領(写真:内閣官房内閣広報室)

2003年1月

### 小泉総理訪露

「日露行動計画」を採択、  
諸問題の交渉を加速するとともに、  
四島交流事業の発展を確認

小泉純一郎内閣総理大臣とプーチン大統領は、「日露行動計画」を採択しました。この「行動計画」においては、「平和条約交渉」の項目において、1956年の「日ソ共同宣言」、93年の「東京宣言」、2001年のイルクーツク声明及びその他の諸合意が両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉における基礎であるとの認識に立脚し、引き続き残る諸問題の早期解決のために交渉を加速することとされました。

また、日露両国の今後の行動として、世論啓発の努力を継続することや四島交流事業を進展させていくことが確認されました。



共同声明に署名した小泉総理とプーチン大統領  
(写真:内閣官房内閣広報室)

### 成果文書

#### 「日露行動計画の採択に関する共同声明」

両国関係における困難な過去の遺産を最終的に克服して広範な日露パートナーシップのための新たな地平を開くことを志向し、(略)これまで達成された諸合意に基づき、精力的な交渉を通じて、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきであるとの決意を確認。

#### 「日露行動計画」

「政治対話の深化」、「平和条約交渉」、「国際舞台における協力」をはじめとする6つの柱を中心として、幅広い分野で日露関係を進展させていくことに合意。

2013年4月

### 安倍総理訪露

戦後67年を経て  
日露平和条約が締結されていない状態は  
異常であるとの認識で一致

安倍晋三内閣総理大臣とプーチン大統領の会談では、安倍総理から、日露関係発展の未来図を描くにあたって、平和条約締結に向けた展望が欠けてはならない旨が述べられました。両首脳は、戦後67年を経て日露間で平和条約が存在しないことは異常であるとの認識を共有し、双方の立場の隔たりを克服して、2003年の共同声明及び行動計画において解決すべきことが確認された問題を最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明しました。

さらに安倍総理は、この困難な問題の解決には、プーチン大統領と自分の決断が不可欠であることを強調し、両首脳は「日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付すため、平和条約問題の双方に受け入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させる。」との指示を各々の外務省に対し共同で与えることで一致しました。



モスクワでの首脳会談に際して握手する安倍総理とプーチン大統領  
(写真:内閣官房内閣広報室)

### 成果文書

#### 「日露パートナーシップの発展に関する共同声明」

第二次世界大戦後67年を経て日露平和条約が締結されていない状態は異常であるとの認識で一致。両首脳の議論に付すため、平和条約問題の双方に受け入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を、自国の外務省に共同で与えることで合意。

2016年12月

### プーチン大統領の訪日

北方四島における共同経済活動に関する交渉を進めることで合意

プーチン大統領が訪日した際の山口における首脳会談では、両首脳二人だけで、長時間にわたり、平和条約問題について率直かつ非常に突っ込んだ議論が行われた結果、この問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意が示されました。

その上で、北方四島において特別な制度の下で共同経済活動を行うための協議の開始に合意するとともに、元島民の方々による墓参等のための手続を改善することで一致しました。



山口県長門市での会談の様子(写真:内閣官房内閣広報室)

### 成果文書

#### 「プレス向け声明(北方四島における共同経済活動、平和条約締結問題)」

- 1 安倍晋三日本国総理大臣及びV. V. プーチン・ロシア連邦大統領は、(略)択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議を開始することが、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るということに関して、相互理解に達した。(略)
- 4 日露双方は、この声明及びこの声明に基づき達成される共同経済活動の調整に関するいかなる合意も、また共同経済活動の実施も、平和条約問題に関する日本国及びロシア連邦の立場を害するものではないことに立脚する。
- 5 両首脳は、上記の諸島における共同経済活動に関する交渉を進めることに合意し、また、平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を表明した。

#### 「プレス向け声明(元島民による墓参等)」

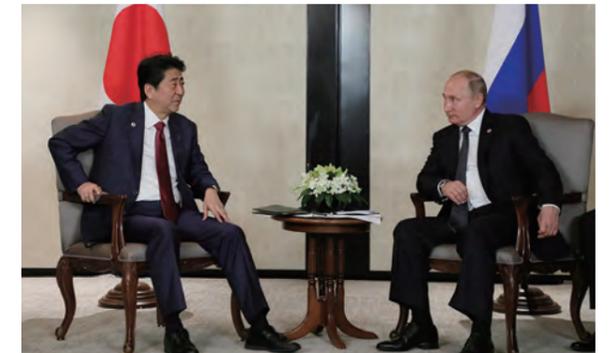
(略)両首脳は、両国の人的交流のための良好な条件の創設に賛意を表した。特に、1986年7月2日付けの日ソ間の合意に基づいて実施されている、先祖の墓を訪問するための日本人の元住民の往来に関するテーマが触れられた。双方は、人道上の理由に立脚し、上記合意の実施の制度は、何よりも往来への日本人参加者が高齢であることを考慮した改善を必要としていることで合意した。この関連で、両首脳は、両国外務省に対して、追加的な一時的通過点の設置及び現行の手続の更なる簡素化を含む、あり得べき案を迅速に検討するよう指示した。(略)

2018年11月

### シンガポールでの首脳会談

1956年日ソ共同宣言を基礎として  
平和条約交渉を加速させることに合意

安倍晋三内閣総理大臣とプーチン大統領は、2016年12月の首脳会談以降、新しいアプローチの下での協力の積み重ねにより培われた信頼の上に、「1956年宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」ことで合意しました。



プーチン大統領と会談する安倍総理(写真:内閣官房内閣広報室)

2019年6月

### プーチン大統領の訪日

シンガポールにおいて共に表明した決意の下で  
精力的に平和条約交渉が行われていることを歓迎、  
引き続き交渉を進めていくことで一致

安倍晋三内閣総理大臣とプーチン大統領は、G20大阪サミットの機会に首脳会談を行いました。両首脳は、昨年11月のシンガポールでの首脳会談以降に、交渉責任者と交渉担当者間で頻繁に行われた交渉の経過や今後の展望を含め、率直に議論しました。



プーチン大統領と会談する安倍総理(写真:内閣官房内閣広報室)

### 成果文書

#### 「2019年6月29日の日露首脳会談に関するプレス発表」

安倍総理とプーチン大統領は、(略)2018年11月にシンガポールにおいて共に表明した、1956年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの決意の下で、精力的に平和条約交渉が行われていることを歓迎し、引き続き交渉を進めていくことで一致した。両首脳は、2016年12月に長門で表明した平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を確認し、四島における共同経済活動の実施に向けた進展を歓迎した。

# 5 日露交流・協力

## 北方四島をめぐる日露協力の進展

政府は、北方領土問題の解決を含む平和条約交渉の進展のための環境整備にも資するものとして、北方四島において次のような協力や交流を行っています。

### 四島交流、自由訪問及び北方墓参

#### (1) 四島交流

北方領土問題の解決までの間、相互理解の増進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的とした、日本国民と北方四島に居住するロシア人との間の旅券・査証なしによる相互訪問事業

#### (2) 自由訪問

人道的見地から行われている、元島民及びその家族である日本国民による最大限に簡易化された北方領土への訪問事業

#### (3) 北方墓参

人道的観点から行われている身分証明書による墓参事業



四島交流「アクセサリー作り(於:国後島)」  
写真:独立行政法人北方領土問題対策協会

### 2 北方四島住民支援

- (1) 北方四島からの患者の受入れ
- (2) 北方四島医師・看護師等研修 等

### 3 北方四島を含む日露隣接地域における協力

- (1) 防災分野における協力
- (2) 生態系保全分野における協力

# 6 北方領土関連施設

北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町)には、北方領土を直接目にすることが出来たり、北方領土の歴史、自然や地形、返還要求運動、ロシア文化などを、わかりやすく学ぶことのできる施設が数多くあります。



地図提供:根室振興局(加筆:内閣府)

### 各施設の所在地 施設名/所在地

- ①望郷の家/北方館  
根室市納沙布 36-6
- ②道立北方四島交流センター ニ・ホ・ロ  
根室市穂香 110-9
- ③北方領土資料館  
根室市納沙布岬 33-2
- ④別海北方展望塔  
別海町尾岱沼 5-27
- ⑤北方領土館  
標津町北2条東1丁目1-14
- ⑥羅臼国後展望塔  
羅臼町礼文町 32-1
- ⑦四島(しま)のかけ橋  
根室市納沙布 36-6

### 主な現地啓発施設

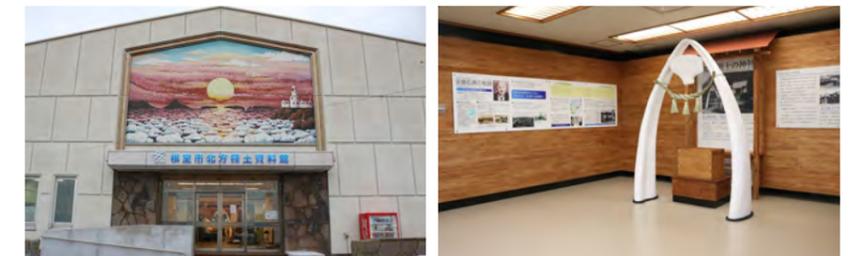
#### ①望郷の家/北方館(根室市)



#### ②道立北方四島交流センター ニ・ホ・ロ(根室市)



#### ③北方領土資料館(根室市)



#### ④別海北方展望塔(別海町)



#### ⑤北方領土館(標津町)



#### ⑥羅臼国後展望塔(羅臼町)



#### ⑦四島(しま)のかけ橋(根室市)

